

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	五洋建設株式会社	コード	1893
提出日	2024/5/28	異動(予定)日	2024/6/25
独立役員届出書の提出理由	・2024年6月25日開催予定の当社定時株主総会にて、社外役員(取締役および監査役)選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(2・3)													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	高橋秀法	社外取締役															訂正・変更	有
2	中野北斗	社外取締役															訂正・変更	有
3	関口美奈	社外取締役															訂正・変更	有
4	林田博	社外取締役															新任	有
5	竹林久	社外監査役															訂正・変更	有
6	米澤伸明	社外監査役															新任	有
7	古賀直人	社外監査役															新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(4)	選任の理由(5)
1	高橋秀法氏は、新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)出身で、当社は会計監査人である同監査法人に監査報酬等125百万円(2024年3月期末実績)を支払っております。	同氏は、当社が定める独立性判断基準を充足しております。当社は、客観的な独立性の確保のみならず、経営、監督における実効性や専門性の確保においても考慮し、社外取締役を選任しております。同氏は、公認会計士として、また監査法人における経営に、豊富な経験と知識を有していることから当社の社外取締役として、経営の重要事項の決定と業務遂行の監督等に十分な役割を果たすことができると考えております。同氏は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)の業務執行者として携わっていましたが、2014年6月に退職していることから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、2017年6月に、独立役員に指定しております。
2	中野北斗氏は、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほフィナンシャルグループ、みずほ証券株式会社および株式会社アシックスの出身です。当社は株式会社みずほフィナンシャルグループとの直接の取引はございませんが、そのグループ会社であります株式会社みずほ銀行との間には借入金18,209百万円(2024年3月期末残高)などの取引が、また、みずほ証券株式会社とは93百万円(2024年3月期末実績)の金融取引があります。なお、株式会社アシックスと当社との間には取引は存在していません(2024年3月期末実績)。	同氏は、当社が定める独立性判断基準を充足しております。当社は、客観的な独立性の確保のみならず、経営、監督における実効性や専門性の確保においても考慮し、社外取締役を選任しております。同氏は、他企業の取締役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と知識を有していることから、当社の社外取締役として、経営の重要事項の決定と業務遂行の監督等に十分な役割を果たすことができると考えております。同氏は、当社の取引銀行である株式会社みずほ銀行の出身であり、2010年4月からは株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)の執行役員として2015年9月まで勤務しておりますが、当社は同社グループ以外の複数の金融機関と取引を行っており、その規模等に照らし、経営の重要事項の決定や業務遂行の監督等に影響を与えるものではございません。同行退職後は当社の主要取引先ではない、株式会社みずほフィナンシャルグループの執行役員に約半年間、みずほ証券株式会社の執行役員に約2年、株式会社アシックスの取締役に約2年及び執行役員に約1年携わりました。その後、新日本電工株式会社の社外取締役を2021年3月より務め、2024年3月より同社の社外取締役(監査等委員)を務めておりますが、同社と当社との間に取引は存在していません。以上のことから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、2021年6月に独立役員に指定しております。
3	-	関口美奈氏は、当社が定める独立性判断基準を充足しております。当社は、客観的な独立性の確保のみならず、経営、監督における実効性や専門性の確保においても考慮し、社外取締役を選任しております。同氏は、有限責任あずさ監査法人およびKPMG Japanにおいて、エネルギー分野、気候変動問題・カーボンニュートラル等、サステナビリティやESGに関する豊富な経験と知識を有していることから、当社の社外取締役として経営の重要事項の決定と業務遂行の監督等に十分な役割を果たすことができると考えております。以上のことから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、2022年6月に独立役員に指定しております。なお、同氏は、2022年9月より国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の非常勤監事を、2023年6月からはYKK AP株式会社の社外監査役を、それぞれ務めておりますが、各社は当社の主要取引先には該当しないことから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、2022年6月に独立役員に指定しております。

4		<p>林田博氏は、当社が定める独立性判断基準を充足しております。 当社は、客観的な独立性の確保のみならず、経営、監督における実効性や専門性の確保においても考慮し、社外取締役を選任しております。 同氏は、運輸省（現 国土交通省）港湾局長を務めるなど組織トップとしての経験が豊富であり、建設産業及び港湾建設技術に関する高い見識・専門知識を有していることから当社の社外取締役として、経営の重要事項の決定と業務遂行の監督等に十分な役割を果たすことができると考えております。 同氏は、2018年5月から2023年7月まで日本港湾空港建設協会連合会会長を、また、2020年6月から2023年6月まで一般財団法人港湾空港総合技術センター理事長を、それぞれ務めておりました。各組織は当社の特定関係事業者には該当せず、独立性に影響を与えるものではありません。以上のことから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断しております。</p>
5	<p>竹林久氏は、株式会社損害保険ジャパン（現 損害保険ジャパン株式会社）、損害保険料率算出機構および一般社団法人低炭素投資促進機構の出身です。当社は損害保険ジャパン株式会社との間で年間890百万円（2024年3月期実績）の保険取引が存在しています。また、損害保険料率算出機構および一般社団法人低炭素投資促進機構と当社との間には取引は存在していません（2024年3月期実績）。</p>	<p>同氏は、当社が定める独立性判断基準を充足しております。 当社は、客観的な独立性の確保のみならず、経営、監督における実効性や専門性の確保においても考慮し、社外監査役を選任しております。 同氏は、他企業の取締役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と広い知識を有していることから、当社の社外監査役として、業務遂行の適法性および適正性の監督に十分な役割を果たすことができると考えております。 同氏は、株式会社損害保険ジャパン（現 損害保険ジャパン株式会社）の出身で、2014年6月まで在籍していましたが、同社は当社の主要取引先には該当していません。また、同社退任後は2014年6月より損害保険料率算出機構にて常任幹事を、2018年6月より一般社団法人低炭素投資促進機構にて専務理事を、それぞれ務められました。両社ともに当社との取引は存在していません。 以上のことから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、2022年6月に独立役員に指定しております。</p>
6	<p>米澤伸明氏は、株式会社三菱東京UFJ銀行（現 三菱UFJ銀行）、三菱自動車工業株式会社および三菱UFJニコス株式会社の出身です。当社は株式会社三菱UFJ銀行から借入金6,010百万円、支払手数料13百万円などの金融取引があります。（2024年3月期末残高） なお、三菱自動車工業株式会社および三菱UFJニコス株式会社と当社との間には取引は存在していません（2024年3月期実績）。</p>	<p>同氏は、当社が定める独立性判断基準を充足しております。 当社は、客観的な独立性の確保のみならず、経営、監督における実効性や専門性の確保においても考慮し、社外監査役を選任しております。 同氏は、金融機関をはじめとした他社における豊富な経験と財務・会計・労務管理に関する高い知見を有していることから、当社の監査体制強化に十分な役割を果たすことができると考えております。 同氏は、当社の取引銀行である 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 三菱UFJ銀行）の出身ですが、当社は同行以外の複数の金融機関と取引を行っており、その規模等に照らし、経営の重要事項の決定や業務遂行の監督等に影響を与えるものではありません。 以上のことから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断しております。</p>
7	<p>古賀直人氏は、株式会社三井銀行（現 三井住友銀行）、株式会社グラックス・アンド・アソシエイツおよび株式会社地域経済活性化支援機構の出身です。当社は株式会社三井住友銀行から借入金1,810百万円、支払手数料1百万円などの金融取引があります。（2024年3月期末残高） なお、株式会社グラックス・アンド・アソシエイツおよび株式会社地域経済活性化支援機構と当社との間には取引は存在していません（2024年3月期実績）。</p>	<p>同氏は、当社が定める独立性判断基準を充足しております。 当社は、客観的な独立性の確保のみならず、経営、監督における実効性や専門性の確保においても考慮し、社外監査役を選任しております。 同氏は、金融機関をはじめとした他社における豊富な経験と財務・会計に関する高い知見を有し、また、他社における常勤監査役の経験も有していることから、当社の監査体制強化に十分な役割を果たすことができると考えております。 同氏は、当社の取引銀行である 株式会社三井住友銀行の出身ですが、当社は同行以外の複数の金融機関と取引を行っており、その規模等に照らし、経営の重要事項の決定や業務遂行の監督等に影響を与えるものではありません。 以上のことから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断しております。</p>

4. 補足説明

<p>社外役員の独立性判断基準 当社における独立社外取締役及び独立社外監査役（以下、社外役員という。）とは、以下のいずれにも該当しない者をいう。 当社及び当社の関係会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者 1 又は業務執行者であった者 現在又は過去 5 年間に於いて、当社の主要株主 2 又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者 当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者 現在又は過去 3 事業年度のいずれかにおいて、当社グループを主要な取引先 3 とする者又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者 現在又は過去 3 事業年度のいずれかにおいて、当社の主要な取引先 4 又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者 当社グループから多額 5 の寄附を受けている組織の業務執行者 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない。）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者 現在又は過去 3 年間に於いて、当社の大口債権者等 6 又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者 当社の会計監査人である監査法人の社員、パートナー又は従業員である者 当社グループから多額 5 の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家 上記 ~ に該当する者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族 その他、当社一般株主全体との間で上記各項で考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある人物 当社において、社外役員の地位の通算在任期間が 8 年間を越す者</p> <p>1 法人その他の団体の業務執行取締役、執行役員、執行役員、支配人又はその他の使用人 2 議決権所有割合10%以上の株主 3 その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けた者 4 当社グループに対して、当社の対象事業年度の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者 5 過去3事業年度平均年間1000 万円以上 6 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者</p>

1 社外役員のうち、独立役員資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

2 役員属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」を表示してください。

4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

5 独立役員の選任理由を記載してください。